

令和6年度申請〈令和7年度事業〉

## 共同募金配分〈地域配分〉申請の手引き

(施設・設備・備品整備配分 編)



安中市共同募金委員会

安中市社会福祉協議会 本所

TEL 027-382-8397 / FAX 027-382-8396

安中市社会福祉協議会 支所

TEL 027-393-3948 / FAX 027-393-4414

### 〈ご案内〉

共同募金の配分は「広域配分」と「地域配分」に区別されます。

この手引きは、安中市共同募金委員会では取り扱う「地域配分」について説明しています。

「広域配分」については、群馬県共同募金会（下記）へお問い合わせ下さい。

〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 TEL:027-255-6596 / FAX:027-255-6214

## 令和6年度共同募金〈地域配分〉申請の手引き（施設・設備・備品整備配分 編）

令和6年度共同募金は、令和7年度に実施する事業に対して配分しています。  
この配分を受けるにあたっては、「共同募金配分規程」（以下「規程」という。）を遵守してください。

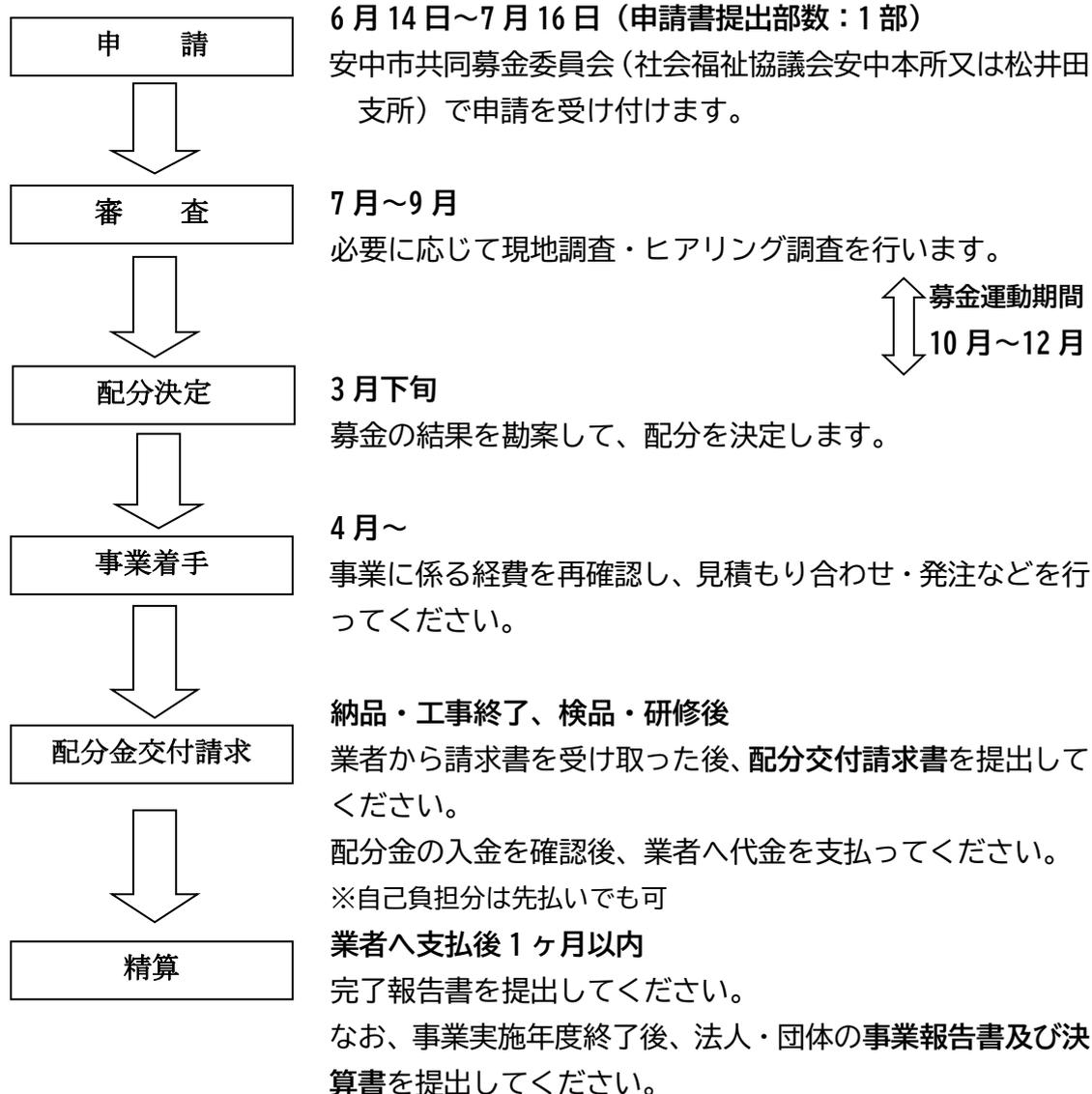
### I この手引きの対象（詳細は次ページ参照）

この手引きにある配分申請ができるのは、次の法人・団体です。

- ① 社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人（原則として非営利型）、特定非営利活動法人、任意団体、その他本会が必要と認める団体
- ② 規程第2条に定める者のうち、次に掲げるもので、主に市町村域内で活動するもの。特定非営利活動法人、任意団体（※）、その他本会が必要と認める法人・団体

※これ以外の者は、「広域配分」の対象となり得るか、群馬県共同募金会にお問い合わせください。

### II 申請から事業実施までの流れ



### Ⅲ 配分基準等

#### 1. 対象事業

福祉サービス利用者を直接処遇するための建物を増改築・改修・修繕し、または処遇に必要な設備及び備品を整備する事業を対象とする。

この要領で「備品」とは、原則として単価10万円以上かつ耐用年数1年以上のものをいう。

- ・ 建物工事の場合は、申請者が法人格を有することを条件とし、申請法人が所有する建築物または相当期間と認められる貸借契約により民間から借用する建築物に限る。
- ・ 任意団体が設備及び備品を整備する場合は、原則として当該物品代金を配分対象とするが、設置経費等がかかる場合は物品代金の概ね30%を対象経費に含むことができる。
- ・ なお、いずれの事業も消費税を含めて配分対象とする。

#### 2. 対象者

(a) 社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人（原則として非営利型）、特定非営利活動法人、任意団体、その他本会が必要と認める団体

(b) 規程第2条に定める者のうち、次に掲げるもので、主に市町村域内で活動するもの。特定非営利活動法人、任意団体（※）、その他本会が必要と認める法人・団体

※この基準で「任意団体」とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体をいう。

#### 3. 対象外事業

規程第3条に定める事業（国または地方公共団体の責任に属するとみなされるものなど。）

※行政からの委託事業は原則対象外ですが、次のいずれかの場合で、緊急性が高いものについては配分対象となる場合があります

- ・ 委託事業運営の為に収入に占める委託料収入の割合が、概ね6割以下のもの
- ・ 小規模事業で、事業を運営する法人の財政基盤が脆弱なもの
- ・ 委託事業利用者へのサービスはあるが、委託契約の内容を超えて実施するもの

#### 4. 対象外経費

施設利用者の処遇に必要な機能以上の施設整備にかかる経費。

#### 5. 配分限度額

配分上限額は75万円とし、総事業費の75%以下とし、配分額は千円単位（千円未満切り捨て）とする。

ただし、申請する施設整備事業に対して他からの補助がある場合は、その補助金額を総事業費から減じて算出すること。

#### 6. 留意事項

- ・ 同一年度に他の配分（車両整備・備品整備・事業経費・運営費）の申請書を提出できません。
- ・ この配分が決定された年度の翌年度は、同一施設に係る事業の配分申請をすることはできません。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は配分対象となった施設等以外の施設等に係る事業であれば、翌年度も申請は行えます。

### IV 配分申請書の作成方法及び提出先等

#### 1. 工事の場合は、設計図面の作成・工事金額の見積

施設整備に関する図面（設備位置図・配置図・平面図・立面図等、事業内容に合わせて用意）を作成し、工事金額の見積書をとる。

申請書に添付する見積書には、建築素材や設備等の品名・品番など、より詳細な情報を記載すること。

#### 2. 備品整備の場合は、備品の仕様（規格・必要な機能等）の検討・購入金額の見積

どのような仕様の備品が必要なのか、基本的なコンセプトをもって業者等に相談する。

仕様にあった備品をいくつか選び、業者から見積書をとる。

配分対象となる経費（備品本体、設備等経費、消費税）を記載した見積書を依頼すること。

#### 3. 配分申請書の作成

令和6年度共同募金（令和7年度事業）配分申請書記載例を参照してください。

添付書類を用意してください。

- ・ 見積書（2通以上）の写し、カタログ（仕様の記載があるもの、該当部分の写しでも可）
- ・ 定款・会則の写し
- ・ 令和5年度の法人・団体の事業報告書・決算書
- ・ 令和6年度の法人・団体の事業計画書・予算書
- ・ その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付すること。

#### 4. 申請方法

- ① 受付窓口：安中市共同募金委員会  
（社会福祉協議会安中本所又は松井田支所）
- ② 受付期間：令和6年6月14日～7月16日